

## 別記第22 地下貯蔵タンク等の 休止の措置

- 1 地下貯蔵タンク等を休止する場合は、次によること。
  - (1) 次により休止状態である旨を届出すること。
    - ア 施設全体（全てのタンク及び埋設配管）を休止する場合・・・休止届
    - イ 施設の一部（タンク及び埋設配管の一部）を休止する場合・・・軽微な変更届
  - (2) 必要な添付書類は次によること。
    - ア 案内図、配置図、系統図及び平面図
    - イ 休止するタンク、埋設配管が確認できる資料
    - ウ 誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置を講じた資料
    - エ 休止に伴う安全対策又は休止中の措置内容（保安上支障がないと認める措置）
    - オ 次の措置が判明する写真等
      - (ア) 危険物が清掃等により完全に除去されていること。（洗浄・中和作業含む）
      - (イ) 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止版を設置する等、誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。
- 2 漏れの点検の期間延長を希望する場合は、次によること。
  - (1) 「休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書」及び「休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書」により申請すること。（※タンクと配管は申請書が異なるため、個別に申請を行うこと。）
  - (2) 必要な添付書類は次によること。
    - ア 漏れ点検結果の最新のものの写し（次回点検となる期間を超えないもの）
    - イ 休止の届出をしていることが確認できる届出書の写し（添付資料等を含む）  
※休止の届出と申請が同時の場合は添付の必要なし
    - ウ 対象となるタンク、配管が確認できる資料（平面図等）
- 3 その他
  - (1) 休止状態である旨の届出の期間については、原則1年以内とし、再届出は可能であること。（※再届出の場合は、1(2)必要な添付書類の内、アを添付し、届出書内に『休止期間の更新』と記載すること。）
  - (2) 休止中の点検期間延長申請の期間については、原則1年以内とし、再申請は可能であること。（※再申請の場合は、2(2)必要な添付書類の内、イ、ウを添付し、申請書内に『休止期間の更新』と記載すること。）
  - (3) 休止期間の延長をする場合は当該期日の10日前までに再届出及び再申請を行うこと。
  - (4) 再開する場合は、法令改正タンク該当となる場合は、漏えい防止措置を行うため、変更許可申請によるものとし、法令改正非該当の場合は、軽微な変更届出書の提出とする。



